

○宇城広域連合火災調査規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第32号
改正 平成21年11月27日 宇城広域連合訓令第9号
改正 平成25年2月15日 宇城広域連合訓令第1号
改正 平成26年3月25日 宇城広域連合訓令第3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 調査員の心得（第7条－第9条）
- 第3章 調査の実施（第10条－第16条）
- 第4章 現場保存（第17条－第23条）
- 第5章 実況見分（第24条－第28条）
- 第6章 質問（第29条－第35条）
- 第7章 資料提出（第36条－第41条）
- 第8章 資料の保全（第42条－第45条）
- 第9章 鑑定（第46条－第48条）
- 第10章 原因の判定（第49条・第50条）
- 第11章 少年に関する調査（第51条－第58条）
- 第12章 損害調査（第59条－第65条）
- 第13章 報告通報（第66条－第69条）
- 第14章 雑則（第70条－第73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章の規定に基づく火災調査（以下「火災調査」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 火災調査は、火災の原因及び損害の程度を適確に判断するために必要な基礎資料を得て、当該火災の原因及び損害の程度を判断し、火災予防対策及び警防対策に資することを目的とする。

（調査の責任）

第3条 消防長又は消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域の火災調査の責任を有する。

2 消防長は、署長に対して、火災調査遂行上必要な指示を与えるものとする。

（調査員）

第4条 消防長又は署長は、火災調査を実施するため、調査員を指名しなければならない。

2 調査員は、上司の指揮監督を受け、火災調査事務に従事しなければならない。

3 調査員は、この規程に基づき消防長又は署長が着手を命じた火災調査事務に関し、当該規程に定める消防長又は署長の権限を代理して行うことができる。

(調査の指揮)

第5条 火災現場における火災調査の指揮は、署長が行うものとする。

(調査本部の設置)

第6条 消防長は、火災調査のため特に必要があると認める火災については、調査本部を設置するものとする。

2 前項の規定により調査本部を設置したときは、消防長が本部長となり火災調査の指揮に当たるものとする。

第2章 調査員の心得

(調査の原則)

第7条 火災調査は、常に事実の確認を主眼とし、先入観にとらわれることなく、科学的な方法と合理的な判断により事実の究明に努めなければならない。

(調査資料の収集)

第8条 調査員は、火災の状況を観察し、現場付近のものについて調査上必要な情報及び資料を収集しなければならない。

(調査員の心得)

第9条 調査員は、常に火災の現象、関係法令、社会の動向その他調査に必要な知識を修得するとともに調査技術を研究し、調査能力の向上に努めなければならない。

2 調査員は、火災調査に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 法その他関係法令を遵守し、火災調査上知り得た事項をみだりに他に漏らしてはならない。

(2) その職務を利用して関係者の民事紛争に関与してはならない。

(3) 警察署、海上保安部その他関係機関と緊密な連絡を保ち相互に協力して火災調査に当たらなければならない。

(4) 常に厳正かつ公正を旨とし、基本的人権を尊重するとともに、特に年少者については、これらの者の将来を十分考慮し、不用意な言動を避け、いたずらに心を動揺させてはならない。

(5) 適正公平を旨とし、強制的手段を避け穏健妥当な方法により、住民の協力を得るよう留意しなければならない。

第3章 調査の実施

(調査の着手)

第10条 消防長又は署長は、火災を覚知したときから、直ちに火災調査に着手しなければならない。

(証票の提示)

第11条 火災調査のため、関係のある場所に立ち入るときは、宇城広域連合消防法等施行細則（平成19年宇城広域連合訓令第24号）第2条に定める立入検査証を関係者に示さなければならない。

(立会い)

第12条 前条に規定する場合は、努めて関係者の立会いの上で実施しなければならない。

(火災調査)

第13条 火災調査は、火災の原因調査（以下「原因調査」という。）及び火災の損害調査（以下「損害調査」という。）について実施する。

(消防職員の協力)

第14条 消防長又は署長は、特に必要があるときは、調査員以外の消防職員を火災調査に従事させることができる。

(状況報告)

第15条 調査員は、火災調査の課程において必要があるときは、署長に火災調査の状況を報告し、必要に応じて指示を受けるものとする。

(火災調査報告書の作成)

第16条 調査員は、火災調査を行うとともに、火災調査報告書（様式第1号）及びその他の必要な書類を作成しなければならない。

第4章 現場保存

(現場保存)

第17条 火災現場にある者は、調査員でなくとも、確実に火災現場の保存が行われるよう努めなければならない。

(消火活動中の現場保存)

第18条 消防隊の指揮者及び隊員は、出火点と認められる箇所及びその付近（以下「出火箇所」という。）の消火活動に当たっては、細心の注意を払い、現場保存に努めなければならない。

2 調査員は、鎮火前に、やむを得ず出火箇所の現状を変更するときは、写真撮影、見取図の作成その他の方法により現状を記録するよう努めなければならない。

(証拠品の保管)

第19条 消防長又は消防署長は、火災現場において証拠品と認められる物を発見したときは、

関係者の承諾を得てこれを保管する。

（現場保存区域の設定）

第20条 消防長又は署長は、火災調査のため必要があると認めるときは、火災現場の必要な範囲に限り、所轄警察署長又は海上保安部長等と協議して、現場保存区域を設定するものとする。

（現状の保存）

第21条 調査員又は監視員は、調査上重要と認められる物で変質するおそれのある場合は、被覆物を置くなど適当な方法を講じておかなければならない。

（現場保存区域の監視）

第22条 消防長又は署長は、前条の規定により現場保存区域の監視をする必要があると認めるときは、所要の監視員を配置するものとする。

2 前項の規定により監視を命ぜられた者は、関係者であってもみだりに区域に立ち入らせ、物件の移動又は現状の変更をさせてはならない。

（死者の取扱い）

第23条 消防隊員は、火災現場において死者を発見したときは、速やかに現場最高指揮者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた現場最高指揮者は、署長及び警察官等に通報するとともに必要な措置を講じなければならない。

第5章 実況見分

（実況見分の原則）

第24条 調査員は、火災現場その他関係のある場所及び物について詳細に見分し、調査資料の発見収集に努めなければならない。

（火災前の状況把握）

第25条 調査員は、実況見分を行うに当たっては、関係者又はその関係のある者に説明を求め、当時の状況等の見分に努めなければならない。

（写真撮影）

第26条 調査員は、見分内容を明らかにするため必要な写真を撮影しなければならない。

2 写真を撮影したときは、写真撮影台帳にちょう付して必要事項を記載するとともに、陰画（フィルム）及びデジタル画像は、整理し保存しておかなければならない。

（出火出場時の見分調書）

第27条 先着隊の指揮者は、調査又は消火活動をなすとともに火災の状況を詳細に見分し、調査資料の発見入手に努め、出火出場時における見分調書（様式第2号）を作成しなければならない。

- 2 出火出場時の見分調書には、必要に応じ図面等によりその内容を明らかにするものとする。
(実況見分調書)

第28条 調査員は、現場見分を行い、実況見分調書（様式第3号）を作成しなければならない。

- 2 実況見分は、努めて関係者の立会いの下に行わなければならない。
3 調査員は、実況見分に際し、立会人に説明を求めた場合において、特に必要と認めるときは、その供述内容を実況見分調書に記載することができる。
4 実況見分調書には、努めて立会人の署名又は押印を求めておかななければならない。
5 実況見分調書には、その内容を明らかにするため、図面を作成するとともに写真をちょう付し記録しなければならない。

第6章 質問

(質問の原則)

第29条 消防長又は署長は、法第32条第1項の規定により火災調査を行うため必要があるときは、調査員に關係ある者に対して質問をさせることができる。

- 2 調査員は、質問を行うに当たっては、強制的手段を避け、その場所、時期等を考慮して、被質問者の任意の供述を得るようにしなければならない。

(誘導質問の排除)

第30条 調査員は、質問を行うに当たり、自己が期待し、又は希望する供述を被質問者に暗示するなどの方法により、みだりに供述を誘導してはならない。

(伝聞の排除)

第31条 調査員は、質問を行うに当たり、直接経験した事実を得るように努めなければならない。

- 2 調査員は、被質問者の伝聞にわたる供述で、重要な事実に係るときは、その事実を直接経験した者に対し、更に質問を行うように努めなければならない。

(供述の矛盾)

第32条 調査員は、質問を行うに当たり、供述の矛盾又は変化に注意し、これを端緒とし、更に質問を行うように努めなければならない。

(質問調書)

第33条 調査員は、質問により知り得た事項で火災調査上必要と認めるものは、質問調書（様式第4号）により、録取しなければならない。

- 2 調査員は、前項の質問調書を被質問者に閲覧させ、又は読み聞かせ誤りのないことを確かめさせ、同人が調書の内容について変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。
3 調査員は、被質問者が誤りのないことを確認したときは、質問調書に署名押印を求めてお

かなければならない。ただし、これを拒んだときは、この限りでない。

（通訳人の介助）

第34条 調査員は、通訳人の介助を得て質問を行った場合は、通訳人の介助を得て質問調書を開覧させ、又は読み聞かせ、前条第3項に規定するもののほか、通訳人に署名押印を求めておかなければならない。ただし、これを拒んだときは、この限りでない。

（質問聴取書等）

第35条 調査員は、関係のある者に対する質問に当たり、質問調書の必要がないと認められるときは、質問聴取書（様式第5号）に録取し、又は関係のある者からその事実を任意に記載したてん末書を提出させることができる。

第7章 資料提出

（任意提出）

第36条 消防長又は署長は、火災調査を行うに当たり、必要と認められる資料を、関係者に対して任意に提出させることができる。

（資料提出命令）

第37条 消防長又は署長は、前条の規定による任意提出により難しいときは、法第32条第1項及び第34条第1項の規定により資料提出命令書（様式第6号）により、必要な資料の提出を命ずるものとする。

（資料提出承諾）

第38条 消防長又は署長は、前2条の規定により資料の提出を求めるときは、資料提出書（様式第7号）又は鑑定処分承諾書（様式第8号）により資料提出承諾及び所有権放棄の有無を確かめなければならない。ただし、第36条の規定による任意の提出を求める場合で、特に必要がないと認められるときは、この限りでない。

（保管書）

第39条 消防長又は署長は、前条の資料提出書又は鑑定処分承諾書において、提出者が所有権を放棄しなかったときは、提出者に対して資料保管書（様式第9号）を交付しなければならない。

（資料採取状況の記録）

第40条 消防長及び署長は、第36条及び第37条の規定による資料の提出を認めたときは、その資料の発見された状況その他必要と認める事項を実況見分調書に記載し、写真撮影しておかなければならない。

（官公署への照会）

第41条 消防長又は署長は、法第32条第2項の規定により、関係のある官公署に対し、火災原因調査関係事項照会書（様式第10号）により必要な事項の通報を求めることができる。

第8章 資料の保全

(証拠保全)

第42条 資料の保全に当たっては、綿密慎重を期し、証拠価値を損じないように努めなければならない。

(保管品の管理)

第43条 資料を保管する場合は、保管品目録（様式第11号）を作成するとともに保管品には、それぞれ資料保存票（様式第12号）を付けて保管しなければならない。

(保管品の還付)

第44条 第39条により資料保管書を交付した資料で保管の必要がなくなったときは、提出者に対し、資料保管書と引き替えにこれを還付しなければならない。

2 前項の規定により還付した場合は、提出者から保管物還付請書（様式第13号）を徴しておかなければならない。

(保管品の送付)

第45条 捜査機関より捜査のため資料送付の要請があったときは、資料送付書（様式第14号）により送付することができる。ただし、所有権を放棄していない資料については、所有者の承諾を得なければならない。

第9章 鑑定

(鑑定の依頼)

第46条 消防長又は署長は、調査資料が学識経験者又は関係官公署の鑑定を必要とするときは、鑑定依頼書（様式第15号）により鑑定を依頼するものとする。

(鑑定の承諾)

第47条 資料の鑑定を行うときは、所有者の承諾を得なければならない。ただし、第39条の規定により資料保管書を交付した場合で、提出者から鑑定処分承諾書を得たとき及び特に承諾の必要がないと認められるときは、この限りでない。

(民間会社等への照会)

第48条 消防長又は署長は、出火原因と推定される器具等で鑑定のため必要があるときは、製造業者等に意見を求めることができる。

第10章 原因の判定

(調査結果の検討)

第49条 原因判定を行う調査員は、実況見分、質問及び資料等により知り得た事実を総合して、火災原因を判定しなければならない。

(火災原因判定書)

第50条 前条の規定により火災原因を判定したときは、火災原因判定書（様式第16号）を作成

しなければならない。

- 2 前項の火災原因判定書には、判定に至った経緯及び結果を系統的かつ明細に記載しなければならない。

第11章 少年に関する調査

(準拠)

第51条 少年が関係する火災調査については、他の法令等に定める場合を除くほか、この章の規定に基づき行わなければならない。

- 2 この章において「少年」とは、満20歳未満の者をいう。

(処遇)

第52条 少年が関係する調査に当たっては、少年の将来を考慮し、温情と理解をもって行わなければならない。

(少年の立会い)

第53条 少年を実況見分の立会人としてはならない。

(少年の質問)

第54条 少年に対する質問は、必ず立会人を置いて行わなければならない。

(署名押印)

第55条 調査書類には、少年の署名押印を求めてはならない。

(特例)

第56条 前3条の規定にかかわらず、火災調査を行うため、特に必要があると認めるとき、又は年齢、心情その他諸般の事情を考慮して、支障がないと認めるときは、一般の例により行うことができる。

(氏名告知の禁止)

第57条 少年の関係する火災情報を、新聞社その他の報道機関から求められるときは、その少年の氏名を告げ、又はその者を推知させるような方法を用いてはならない。

(準用)

第58条 心神喪失若しくは心神耗弱の状況にある者又は聴覚障害者の関係する火災調査は、この章の規定を準用する。

第12章 損害調査

(調査の対象)

第59条 損害調査（以下この章において「調査」という。）は、火災及び消火のために受けた生命、身体の被害及び財産の損害について行うものとする。

(調査の種別)

第60条 調査は、次の種別とする。

- (1) 焼き損害調査 火災により焼損した物件の損害調査をいう。
- (2) 消火損害調査 放水、破壊等の消火活動によって生じた物件の損害調査をいう。
- (3) 死傷者調査 火災による死傷者調査をいう。
- (4) その他の損害調査 リ災により生じた損害のうち、前3号の調査以外のものをいう。
ただし、間接的な損害は、含まないものとする。

(り災物件の調査)

第61条 消防長又は署長は、調査員に火災現場その他関係ある場所に立ち入って関係者に質問させ、り災物件を詳細に調査させて正確な損害の把握に努めなければならない。

(火災損害届)

第62条 消防長又は署長は、損害決定のため資料として関係者から法第34条第1項の規定により火災損害届（様式第17号）の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定による提出がない場合で必要があるときは、第35条の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により、火災損害届を受理した場合は、これを調査し、届出内容に不審のあるときは、届出人に質問することができる。

(損害額の決定)

第63条 消防長又は署長は、調査により把握したり災物件及び火災損害届を総合的に検討し、損害額を決定しなければならない。

- 2 リ災物件の損害額の決定は、火災報告要領（平成6年4月21日付消防災第100号消防庁長官通知）により行うものとする。
- 3 前項の損害額の算出については、損害査定書（様式第18号）により行うものとする。

(損害調査書)

第64条 調査員は、火災による人的損害及び物的損害の調査が完了したときは、その損害の概要を死傷者調査書（様式第19号）及び火災損害調査書（様式第20号）に記載しなければならない。

(り災証明)

第65条 リ災に関係ある者からり災証明書の交付申請があった場合は、当該火災の焼損状況の事実に基づき、宇城広域連合消防関係証明事務取扱規程（平成19年宇城広域連合訓令第19号）により交付することができる。

第13章 報告通報

(火災報告)

第66条 この規程により作成した次に掲げる調査書類は、火災関係書類目録（様式第21号）に記載し、火災調査報告書を表紙として整理編てつし、消防長に報告しなければならない。

- (1) 火災原因判定書

- (2) 資料提出命令書
- (3) 資料提出書
- (4) 鑑定処分承諾書
- (5) 資料保管書
- (6) 火災原因調査関係事項照会書
- (7) 保管品目録
- (8) 鑑定依頼書
- (9) 資料送付書
- (10) 火災関係書類目録
- (11) 出場関係事項表（様式第21号－2）
- (12) 防火管理者等調査書（様式第22号）
- (13) 火災活動報告書（様式第23号）
- (14) 隊別火災活動報告書（様式第24号）
- (15) 出火出場時における見分調書
- (16) 実況見分調書
- (17) 質問調書
- (18) 質問聴取書
- (19) 火災損害届書
- (20) 火災損害査定書
- (21) 死傷者調査書
- (22) 火災損害調査書
- (23) 関係図面
 - ア 現場案内図
 - イ 出火（建物）配置図
 - ウ 出火（建物）平面図及び焼き図
 - エ 出火箇所付近平面図
 - オ 出火箇所付近位置測定図
 - カ 出火箇所立体図又は断面図
 - キ その他必要と思われる図面
 - ク 火災防御図
 - ケ 写真撮影位置図
- (24) 資料写真（関係写真）（様式第25号）
- (25) その他必要な書類

(書類の省略及び簡略)

第67条 調査書類の作成を一部省略及び簡略にすることができる火災は、別に定める。

(報告内容の変更)

第68条 署長は、第64条及び第66条の規定により報告した書類に変更が生じたときは、消防長に速やかに報告しなければならない。

(速報)

第69条 調査員は、火災原因等について調査を行ったときは、直ちにその概況を消防長に報告しなければならない。

第14章 雑則

(火災原因に関する回答)

第70条 消防長は、火災原因その他調査事項について、捜査機関その他関係機関から照会があったときは、その内容、目的その他必要な事項について審査して回答するものとする。

(調査書類の保存)

第71条 火災調査書類の原本は、すべて宇城広域連合消防本部文書保存期限の運用に基づき保存するものとする。

(継続調査)

第72条 署長は、火災調査の結果原因不明として報告した火災であっても継続調査を行い、その後原因が判明したときは、その状況を消防長に報告しなければならない。

(その他)

第73条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月27日宇城広域連合訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の宇城広域連合火災調査規程は、平成21年11月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月15日宇城広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日宇城広域連合訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第16条関係)

火 災 調 査 報 告 書

報告者所属

階級

氏名

㊞

火 災 番 号		火 災 種 別		爆 発	
出 火 情 報	出 火 日 時				
	出 火 場 所				
	管 轄 署 所		地 区		
覚 知 情 報	入 電 日 時		指 令 日 時		
	覚 知 方 法		そ の 他 詳 細		
通 報 情 報	氏 名		区 分		
	電 話 番 号		性 別		
	通 報 方 法		受 付 者		
活 動 情 報	現 着 日 時		救 助 開 始		
	隊 放 水 開 始		団 放 水 開 始		
	火 勢 鎮 圧		鎮 火		
周 囲 状 況	最 寄 り 消 防		常 備 ・ 非 常 備		
	距 離	(100m)	用 途 地 域		
	防 火 地 域		特 別 防 災 区 域		
	市 街 地 等		少 量 危 険 物		
火 元 建 物 損 害 情 報	事 業 所 名		建 物 名 称		
	業 態				
	用 途 (車 両 ・ 車 種 等)				
	防 火 対 象 物 等 の 区 分				
火 元 建 物 り 災 前 情 報	工 事 の 状 況		構 造		
	地 上 階 数	階	地 下 階 数	階	
	建 物 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²	
	防 火 管 理 者				
	消 防 計 画				
	避 難 誘 導				
	消 火 訓 練				
	共 同 防 火 管 理				
	定 期 点 検 報 告		防 災 物 品		
管 理 者 情 報	氏 名		電 話 番 号		
	住 所				
災 害 概 要					

気 象 情 報	天 候		風 向		風 速	m/s	
	気 温	零度以上	℃	零度以下	℃	相対湿度	%
	積 雪	cm	雨 量	mm	火災警報		
初 期 消 火	器 具				効 果		
消 防 隊	放水ポンプ台数	台		主使用水利			
	出動車両数	台		活動車両数	台		
	出動延人数	人		活動延人数	人		
消 防 団	放水ポンプ台数	台		主使用水利			
	出動車両数	台		活動車両数	台		
	出動延人数	人		活動延人数	人		
出 火 原 因 情 報	出 火 箇 所						
	出 火 原 因						
	出火原因詳細						
	発 火 源						
	発火源詳細						
	経 過						
	経 過 詳 細						
	着 火 物						
火 元 建 物 損 害 状 況	出 火 階 数	地 上 階	地 下 階	焼 損 程 度			
	焼 損 床 面 積	m ²		焼 損 表 面 積	m ²		
延 焼 に よ る 焼 損 棟 ・ 区 画	合 計	棟		全 焼	棟		
	半 焼	棟		部 分 焼	棟		
	ぼ や	棟		区 画	棟		
り 災 情 報	合 計	世帯		全 損	世帯		
	半 損	世帯		小 損	世帯		
	り 災 人 員	人					
建物の損害 状 況	損 害 額 合 計					千円	
	建 物 損 害 額	千円		収容物損害額	千円		
	焼 損 床 面 積	m ²		焼 損 表 面 積	m ²		
林野損害状況	林野損害額	千円		林野焼損面積	a		
車両損害状況	車両損害額	千円		車両焼損数	台		
船舶損害状況	船舶損害額	千円		船舶焼損数	隻		
航空機損害状況	航空機損害額	千円		航空機焼損数	機		
そ の 他 ・ 爆 発 損 害 状 況	その他損害額	千円		爆発損害棟数	棟		
	爆 発 損 害 額	千円		爆発車両等数	台		
備 考							

様式第2号（第27条関係）

[illegible]

様式第4号（第33条関係）

[illegible]

3693

様式第 6 号 (第37条関係)

		発第	号
		年	月 日
様			
		職 名	
		氏 名	印
資 料 提 出 命 令 書			
年 月 日 時 分頃発生した火災について、火災原因調査			
のため必要があるので、消防法		第32条第 1 項	の規定により下記の物の提出を
命ずる。		第34条第 1 項	
記			

様式第7号 (第38条関係)

様

提出者 住 所
職業 (職) 氏名

⑨

資 料 提 出 書

火災原因のため (消防法第34条第1項の規定により任意に) 下記の物を提出します。

なお、御用済みの上は、提出者にお返してください (適当に処分してください)。

年 月 日

記

様式第 8 号 (第38条関係)

様

提出者 住 所
職業 (職) 氏名

⑨

鑑 定 処 分 承 諾 書

火災原因のため下記の物を鑑定することを承諾します。

なお、御用済みの上は、提出者にお返してください (適当に処分してください。)。

年 月 日

記

様式第9号 (第39条関係)

		発第	号
		年	月 日
様			
		職 名	
		氏 名	印
資 料 保 管 書			
年 月 日		時 分頃	に発
生した火災につき本職は、		年 月 日	に
において下記の物を火災原因調査の資料として保管したので、本保管書を交付する。			
記			

様式第10号（第41条関係）

		発第	号
		年	月 日
様			
		職 名	
		氏 名	印
火 災 原 因 調 査 関 係 事 項 照 会 書			
火災原因調査のため必要があるので、下記事項につき至急通報されたく、消防法 第32条第 2 項の規定により照会する。			
照 会 事 項			

様式第11号 (第43条関係)

保 管 品 目 録					
火元責任者 住 所 職業氏名					
番 号	符 号	品 目	数 量	保管品差出人又は 遺 留 者 の 住 所	所有者の住所氏名

様式第12号（第43条関係）

（表 面）

針金

○

年 月 日			
取扱責任者	提出者	符 号	消保管第 号

（裏 面）

針金

○

資
料
保
存
票

様式第13号 (第44条関係)

保 管 物 還 付 請 書

下記の保管物の還付を受け正に領収しました。

年 月 日

様

住 所
氏 名

印

物 件

様式第14号（第45条関係）

		発第		号	
		年		月 日	
様					
資 料 送 付 書					
下記の保管物の還付を受け正に領収しました。					
出火日時		年		月 日 時 分頃	
出火住所					
責 任 者					
上記の火災につき、捜査のための資料送付の要請があったので、下記の資料を送付する。					
記					
1					
上記資料を正に受領した。					
		年		月 日	
様					
警察署長				印	

様式第15号 (第46条関係)

		発第	号
		年	月 日
様			
		職 名	
		氏 名	印
鑑 定 依 頼 書			
提出者 (遺留者)			
上記の者の提出 (遺留) した資料		は、火災原因調査の	
ため必要があるので、下記事項の鑑定を依頼する。			
鑑 定 依 頼 事 項			

様式第16号 (第50条関係)

[illegible]

様式第17号 (その1) (第62条関係)

火 災 損 害 届

年 月 日

宇城広域連合消防本部

消防長 様

届出人 住 所

職 業

氏 名

㊞

り 災 日 時	年 月 日 時 分頃									
り 災 場 所										
所 有 者	住所・電話番号 職 業 ・ 氏 名									
使 用 者	住所・電話番号 職 業 ・ 氏 名									
建 物 の 詳 細	り災物件と届出者との関係			所有者 管理者 使用者 その他 ()						
	建 築 年 月		年 月		増 築 年 月		年 月			
	建 築 価 格		円		増 改 築 価 格		円			
	構 造		用 途		階 数		建 築 面 積		延 べ 面 積	
							m ²		m ²	
り 災 者 氏 名	続 柄	職 業	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	氏 名	年 齢		
車 両 等 詳 細	種 別	車 両 ・ 船 舶 ・ 航空機								
	名 称			年 式			ナ ン バ ー			
				型 式						
	購 入 年 月	年 月			購 入 価 格		円			
樹 木	立 木 名 (果 樹)	焼損本数	樹 齢	焼損面積 (a)	立 木 名 (果 樹)	焼損本数	樹 齢	焼損面積 (a)		
そ の 他										
火 災 保 険	保 険 会 社 名	保険の対象	契 約 年 月 日			契 約 金 額				
			年 月 日			千円				
			年 月 日			千円				
連絡先等										

様式第17号（その2）（第62条関係）

り 災 物 品 の 内 訳 表

[illegible]

様式第18号 (その1) (第63条関係)

損害査定書1 (木造建築)

(経過年数及び建築単価が判明している場合) () 内は、増改築分を記入

氏 名 (対象物名)			所 在 地				
構 造 階 数	造 階建 ()	延面積	m ² ()	用 途	()	建 築 年 月 ()	
建 築 時 格 価	万円	建築時 単 価	千円	経過 年数	(年) ()	残 存 率 ()	
建 築 時 建 築 費 指 数	()	り 災 時 建 築 費 指 数	()	焼 損 (爆発) 面 積	m ² ()	焼 損 (爆発) 表 面 積 (m ²)	
年 月 日 所 属 階級・氏名 ⑩							

様式第18号 (その2) (第63条関係)

損害査定書 2 (木造建築)

(建築単価が不明の場合) () 内は、増改築分を記入

氏 名 (対象物名)				所在地			
構 造 階 数	造 階建 ()			延面積	m ² ()	用途	()
建 築 年 月	年 月 ()	経過 年数	年 ()	残存率	()	建築時建 築費指数	()
り 災 時 建 築 費 指 数	()		焼損 (爆発) 面積	m ² ()	焼損 (爆発) 表面積	m ² ()	
年 月 日 所 属 階級・氏名 印							

様式第18号 (その3) (第63条関係)

損害査定書3 (木造建築)

(経過年数及び建築単価が不明の場合) () 内は、増改築分を記入

氏 名 (対象物名)		所 在 地					
構 造 階 数	造 階建 ()	延 面 積	m ²	用 途	()	建 築 年 月	年 月 ()
り 災 時 建 築 費 指 数	()	焼 損 (爆 発) 面 積	m ² ()	焼 損 (爆 発) 表 面 積	m ² ()		
年 月 日 所 属 階級・氏名 印							

様式第18号 (その 4) (第63条関係)

損害査定書 4 (耐火建物) () 内は、増改築分を記入

氏 名 (対象物名)				所 在 地				
構造階数	造 階建 ()	延面積	m ²		用途 ()	建築 年月	年 月 ()	
建 築 時 価 格	万円	建築時 単 価	千円	経過 年数	年	残存率	()	
建築時建 築費指数	()	り災時建 築費指数	()	焼損(爆発) 面積	m ² ()	焼損(爆発) 表面積	m ² ()	
年 月 日 所 属 階級・氏名 ⑩								

様式第18号 (その5) (第63条関係)

損害査定書5 (査定書1～4以外)

氏 名 (対象物名)					所在地				
車両 用途		購入 価格		耐用 年数	年	経過 年数	年	経 過 残存率	
立木名		焼損本数		焼損 面積	a	樹 齢			
焼き損害 損害額 千円 消火損害 + 千円 爆発損害 + 千円 合 計 = 千円									
年 月 日 所 属 階級・氏名 ⑩									

様式第19号 (その1) (第64条関係)

死 傷 者 調 査 書

年 月 日

所 属

階級・氏名

㊞

(1) 出 火 時 刻						(2) 表 番 号	(3) 火 災 種 別	(4) 爆 発	(5) 火 災 番 号	(6) 火 災 報 告	(7) 調査表枚数	死者の区分
年	月	日	曜日	時	分						枚	
						07						

負 傷 者	氏 名		年 齢	男 女	住 所		受傷程度		避難方法						
				男・女			重・中・軽								
				男・女			重・中・軽								
				男・女			重・中・軽								
				男・女			重・中・軽								
				男・女			重・中・軽								
	区 分	負傷者の区分										計			
		消 防 吏 員	消 防 団 員	応 急 消 火 義 務 者	その他の者										
							自 損	その他							
	等症														
傷															
区 分	受 傷 原 因														計
	0 歳 ～ 5 歳					6 歳 ～ 64 歳					65 歳 以上				
	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	その他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	その他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	その他
火あおられ 高温質に接															
煙を吸う															
飛散物・擦															
放 射 熱															
飛び降り															
そ の 他															

死 者	氏 名	年 齢	男 ・ 女	住 所
	発 生 及 び 救 助 概 要			
	死者の発生した経過等			
	事故前の健康状態等			

様式第19号 (その2) (第64条関係)

(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
表 番 号	死 者 の 発 生 し た 火 災 の 種 別	出 火 者	死 者 の 発 生 し た 建 物 等			
			火 元 ・ 類 焼	り 災 の 状 況		
				業 態	用 途	防火対象物等 (車両)の区分
07						

		(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)
表 番 号	死 者 の 発 生 し た 建 物																			
	り 災 前 の 状 況					建 物 損 害 状 況			防 火 管 理 者	消 防 計 画	避 難 誘 導	消 防 訓 練	共 同 防 火 管 理	特 例 認 定	防 災 物 品	消 防 設 備				
	構 造	階 数		建 築 面 積 (㎡)	延 べ 面 積 (㎡)	焼 損 程 度	建 物 の 焼 損 床 面 積 (㎡)	建 物 の 焼 損 表 面 積 (㎡)								消 火 器 具	屋 内 消 火 栓	ス プ リ ン ク ラ ー	水 噴 霧 等	
		地 上	地 下																	
07																				

		(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)
表 番 号	死者の発生した建物等													死者の年齢	死者の性別	死者の職業	作業中の死亡	火気取扱中	死因	起床	飲酒	傷病	寝たきり	身体不自由者	死者発生の経過	
	消火設備																									
	屋外消火栓	動力ポンプ	自火報	漏電火災警	非常警報	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連結送水管	連結散水	非常コンセント	無線通信													
07																										

	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)
表 番 号	火元建物等			屋 内 外 の 別	出火時死者のいた場所					死者の発生した場所				
	出火階数 (階)		出火 箇所		建 物 内			箇所室等	建 物 内			箇所室等		
					階数 (階)				階数 (階)					
	地上	地下	地上		地下	同別	同別		地上	地下	同別		同別	
07														

表 番 号	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)
	出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数						同一建物等内での死傷者数 (本人を除く。)					
	建物内						死者			負傷者		
	同棟 (同住戸)	同室等	死者1人	自宅1人	施錠	車両・船舶・航空機	男 (人)	女 (人)	合計 (人)	男 (人)	女 (人)	合計 (人)
07												

表 番 号	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)
	出火時死者と一緒にいた者の年齢									
	0歳～5歳 (人)	6歳～10歳 (人)	11歳～20歳 (人)	21歳～30歳 (人)	31歳～40歳 (人)	41歳～50歳 (人)	51歳～60歳 (人)	61歳～64歳 (人)	65歳以上 (人)	合計 (人)
07										

様式第20号 (第64条関係)

火 災 損 害 調 査 書

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

所 在 地		
り 災 順 位		
建 物 構 造		
用 途 別		
建 築 面 積 (m ²)	建 築 面 積	
	延 べ 面 積	
焼 損 等 面 積 (m ²)		
焼 損 (破壊) 程度 (損)		
所 有 者 等 ・ 区 分 (所有 ・ 管理 ・ 占有)		
り 災 者 (職 業 ・ 氏 名 ・ 年 齢) (世 帯 全 員)		
損 害 見 積 額	建物 (円)	
	収容物 (円)	
	収容物 焼損程度 (損)	
	林野・車両 ・その他 (円)	
	計 (円)	
備 考	火 災 保 険 (契約会社 ・ 金額)	

様式第21号 (第66条関係)

火 災 関 係 書 類 目 録				
文 書 の 名 称		作 成 者	枚 数	備 考
火 災 報 告 書				
火 災 調 査 関 係 書 類 目 録				
出 場 関 係 事 項 表				
出火出場時における見分調書				
実 況 見 分 調 書				
図 面	現 場 案 内 図			
	出火（建物）付近配置図			
	出火（建物）平面図			
	類 焼 建 物 平 面 図			
	出火箇所付近平面図			
	出火箇所付近位置測定図			
	その他必要と思われる図面			
	火 災 防 御 図			
	写 真 撮 影 位 置 図			
写真撮影台帳（写真含む）				
質 問 調 書	出 火 行 為 者			
	火 元 責 任 者			
	発 見 者			
	初 期 消 火 者			
	そ の 他 関 係 あ る 者			
質 問 聴 取 書				
鑑 定 書 ・ 実 験 結 果 書 等				
火 災 原 因 判 定 書				
火 災 活 動 報 告 書				
隊 別 火 災 活 動 報 告 書				
防 火 管 理 等 調 査 書				
死 傷 者 調 査 書				
火 災 損 害 届 出 書				
火 災 （ 建 物 ） 損 害 査 定 書				
火 災 （ 車 両 等 ） 査 定 調 査 書				
火 災 損 害 調 査 書				
そ の 他 必 要 な 書 類				

様式第21号－2 (第66条関係)

出 場 関 係 事 項 表			
出 火 年 月 日	年 月 日		
出 火 場 所			
受 持 ・ 中 ・ 小 隊			
職 員 出 動 車 両 及 び 人 員	当 番 職 員	非 番 職 員	計
	台 人	台 人	台 人
消 防 団 出 動 車 両 及 び 人 員	稼 働 団 員	非 稼 働 団 員	計
	台 人	台 人	台 人
そ の 他 の 人 員	警 察 官	そ の 他	計
	人	人	人
稼働した消防団の防御図			
作 成 者	年 月 日		
※記入方法 稼働台数ごと、水利部署、ホース状況、注水部署、班名等を記入する。			

様式第22号 (第66条関係)

防 火 管 理 者 等 調 査 書

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

出 火 場 所				対 象 物 名	
項 目	項	用 途		構 造	
防火管理者	1 選任 (届出済) 2 選任 (未届出) 3 未選任 4 一部未選任				
消 防 計 画	0 未作成 (本届) 1 作成 (適任、内容適性、届出済) 2 作成 (適任、内容適性、未届出) 3 作成 (適任、内容不適性、届出済) 4 作成 (適任、内容不適性、未届出) 5 未作成 (権限複数、一部未作成) 6 未作成 (選任済)				
避 難 誘 導 訓 練 回 数	1 実施 (2回以上) 2 実施 (1回のみ) 3 実施 (管理権限者複数) 4 実施 (複数権限、1回のみ) 5 実施 (複数権限、一部含まない。) 6 実施 (1回のみ、複数権限、一部含まない。) 7 全く実施していない。				
消 火 訓 練 訓 練 回 数	1 実施 (2回以上) 2 実施 (1回のみ) 3 実施 (管理権限者複数) 4 実施 (複数権限、1回のみ) 5 実施 (複数権限、一部含まない。) 6 実施 (1回のみ、複数権限、一部含まない。) 7 全く実施していない。				
共 同 防 火 管 理	1 協議事項制定、共同防火管理実施 2 協議事項制定、共同防火管理一部不備 3 全く行われていない。				
表示マーク	1 表示マーク交付あり 2 表示マーク交付なし				
防 災 物 品	1 義務あり未使用 2 義務あり一部使用 3 義務あり全部使用 4 義務あり不明 5 義務なし一部使用 6 義務なし全部使用				
消防用設備 等設置状況	1 消火器具 () 2 屋内消火栓設備 () 3 スプリンクラー設備 () 4 水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン化物・粉末消火設備 () 5 屋外消火栓設備 () 6 動力消防ポンプ設備 () 7 自動火災報知設備 () 8 非常警報器具・非常警報設備 () 10 避難器具 () 11 誘導灯・標識 () 12 消防用水 () 13 連結送水管 () 14 排煙設備 () 15 連結散水設備 () 16 非常用コンセント設備 () 17 無線通信補助設備 ()				
消防法施行令 (昭和36年政令第37号) による 設 置 対 象	設 置 対 象	1 設置あり、使用あり 2 設置あり、使用なし 3 設置なし			
	設置対象外	4 設置あり、使用あり 5 設置あり、使用なし			
避 難	避難階段の状況				
	避 難 の 状 況				

そ の 他	
-------	--

様式第23号（第66条関係）

火 災 活 動 報 告 書

報告者所属 階級 氏名 印

火災番号		管内番号		火災種別		気象情報		天 候		風 速	m/s	風 向		
出火情報	出火日時				気 温			℃	相 対 湿 度	%	風 量	mm		
	出火場所				火災警報				実効湿度	%	積 雪	cm		
管轄署所				地 区		火元建物 情 報	事業所名			建物名称				
	覚知日時				受 付 者									
	覚知方法				通 報 者									
通 報 者				電話番号										
活動情報	火勢鎮圧				鎮 火									
災害概要						死 者	防火対象物等の区分							
						負 傷 者	消 防 吏 員	人	消 防 団 員	人	応急消火義務者	人		
							消防協力者	人	その他(自損)	人	その他(その他)	人		
						活動概要	消 防 吏 員	人	消 防 団 員	人	応急消火義務者	人		
							消防協力者	人	その他(自損)	人	その他(その他)	人		
No	隊名称	車両名称	人員	指令	出動	現着	放水開始	放水終了	引揚	帰署	放水量	放水時間	ポンプ圧力	使用水利
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
計														

様式第24号 (第66条関係)

3720

隊 別 火 災 活 動 報 告 書

署所	隊名				氏名				印
火 災 番 号		管 内 番 号		火 災 種 別					
出 火 日 時					覚 知 日 時				
出 火 場 所					管 轄 署 所		地 区		
車 両 種 別		車 両 名 称		隊 名					
覚 知		指 令		隊 長		隊 員 3			
出 動		現 着		隊 員 1		隊 員 4			
放 水 開 始		放 水 終 了		隊 員 2		隊 員 5			
火 勢 鎮 圧		鎮 火		現 着 距 離		走 行 距 離			
引 揚		帰 署		帰 署 距 離		走 行 時 間			
放 水 関 連	使用ノズル口径	筒 先 圧 力	使用ホース本数	放水開始時刻	放水終了時刻	放 水 時 間			
	mm	Mpa	本			分			
	mm	Mpa	本			分			
	mm	Mpa	本			分			
	mm	Mpa	本			分			
使 用 水 利				そ の 他 詳 細					
補 給 中 継 状 況									
現 着 時 の 状 況									
活 動 内 容									
特 殊 作 業				転 戦 部 署					
使 用 資 機 材									
事故その他参考 事項									
備 考									

様式第25号 (その1) (第66条関係)

写 真 撮 影 台 帳		撮 影 者	
火 元 住 所			
出 火 日 時	年 月 日 時 分頃		
撮 影 日 時	年 月 日		
撮 影 位 置			
説 明			

写 真 説 明 表

現場写真第	号 (第	図面の	より	の方向を撮影)
説明				

様式第25号 (その2) (第66条関係)

写 真 説 明 表

現場写真第	号 (第	図面の	より	の方向を撮影)
説明				
現場写真第	号 (第	図面の	より	の方向を撮影)
説明				